（支払元受高の配分及び返還）

第七条　所管部局長は、支払元受高の配分を受けようとする場合には、各勘定別に別紙第三号書式による支払元受高配分請求書により総括部局長に対してその配分の請求をしなければならない。

2　総括部局長は、前項の規定により請求を受けた場合には、支払元受高を、各勘定別に別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により所管部局長に配分するものとする。

3　所管部局長は、必要がある場合には、前項の規定により配分された範囲内で、支払元受高を、各勘定別に別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により官署支出官（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）に配分するものとする。

4　官署支出官は、毎会計年度、前項の規定により配分を受けた支払元受高のうち、年度内に支出を終わらなかったものがある場合には、これを各勘定別に別紙第五号書式による支払元受高返還通知書により、翌年度の五月六日までに、所管部局長に返還しなければならない。

5　所管部局長は、前項の規定により官署支出官から返還を受けた支払元受高を集計し、これを各勘定別に別紙第五号書式による支払元受高返還通知書により、当該翌年度の五月十日までに、総括部局長に返還しなければならない。

別表第一（第二条関係）

歳入歳出予定計算書等に記載すべき事項を明らかにした書類	提出期限
一　歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書に係る書類	予決令第九条第一項の規定により、概算について閣議の決定を得た旨の財務大臣からの通知があった日の翌日
二　歳入歳出決定計算書に係る書類	翌年度の七月二十日

別表第二（第二条関係）

会計全体の計算に関する書類	提出期限
一　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十七条第二項に規定する歳入、歳出、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類	前年度の八月十五日
二　令第九条第一項に規定する歳入歳出予定額各目明細書	予算が国会に提出された日の翌日
三　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）第二条又は第三条に規定する収入予定総表又は支払計画予定総表	別に定める場合を除き、各四半期の開始前二十二日
四　予決令第十七条に規定する移用又は流用を必要とする理由、科目及び金額を明らかにした書類	移用又は流用をする必要があることについて所管大臣の決定があった日の翌日
五　予備費の使用を必要と認める理由、金額及び積算の基礎を明らかにした財政法第三十五条第二項に規定する調書	予備費の使用を必要と認めることについて所管大臣の決定があった日の翌日
六　予備費をもって支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書	四月から十二月分までについては当該年度の十二月末日及び一月から三月分までについては翌年度の七月二十日
七　財政法第四十三条第一項に規定する繰越計算書	当該年度の三月十五日
八　財政法第四十三条第三項に規定する繰越しに係る通知書	翌年度の四月三十日
九　法第九条第二項第一号に規定する債務に関する計算書	翌年度の七月十五日
十　物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十七条に規定する毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書	翌年度の七月十五日
十一　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三十九条に規定する債権の毎年度末における現在額の報告書	翌年度の七月二十日

別表第三（第五条関係）

借方科目	貸方科目	整理科目
年金特別会計より受入	児童手当交付金	預託金
事業主拠出金収入	妊婦のための支援給付費	翌年度繰越剰余金
一般会計より受入	子ども・子育て支援推進費	
積立金より受入	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	
子ども・子育て支援特例公債金	業務取扱費	
雑収入	出生後休業支援等給付費等育児休業等給付勘定へ繰入	
一時借入金	諸支出金	
国庫余裕金繰替	子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入	
子ども・子育て支援資金繰替	国債整理基金特別会計へ繰入	
一時借入金（借換）	子ども・子育て支援資金へ組入	
前年度剰余金受入		

別表第四（第五条関係）

借方科目
労働保険特別会計より受入
一般会計より受入
他勘定より受入